

添付資料(Ⅱ ファイルの概要(1) 移転先21以降)

移転先21	障害福祉課
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの(番号法第9条第1項 別表第一の12の項)
③移転する情報	地方税法関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ [10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務に必要な者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先22	障害福祉課
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの(番号法第9条第1項 別表第一の34の項)
③移転する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ [10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務に必要な者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先23	生活福祉課
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当該基本台帳ファイルに記載されており、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務に必要となる者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時